

正誤表

○ 令和4年度特別養護老人ホーム開設事業者募集要項

誤	正	備考
<p>(23 ページ)</p> <p>④ 定期借地権設定のための一時金の支援事業 用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払う一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を補助します。 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1の額が補助額となります。</p>	<p>(23 ページ)</p> <p>④ 定期借地権設定のための一時金の支援事業 用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払う一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を補助します。 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1（路線価の設定のない土地については、国税庁の定める倍率方式により算定した価格の2分の1）の額と、補助対象経費の実支出額を比較し、少ない方の額に交付率2分の1を乗じて得た額を補助金の交付額とします。</p>	<p>修正</p>

○ 令和4年度地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム）開設事業者募集要項

誤	正	備考
<p>(32 ページ)</p> <p>④ 定期借地権設定のための一時金の支援事業 用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払う一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を補助します。 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1の額が補助額となります。</p>	<p>(32 ページ)</p> <p>④ 定期借地権設定のための一時金の支援事業 用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払う一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を補助します。 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1（路線価の設定のない土地については、国税庁の定める倍率方式により算定した価格の2分の1）の額と、補助対象経費の実支出額を比較し、少ない方の額に交付率2分の1を乗じて得た額を補助金の交付額とします。</p>	<p>修正</p>

○ 令和4年度地域密着型サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護）開設事業者募集要項

誤	正	備考
<p>(19 ページ)</p> <p>④ 定期借地権設定のための一時金の支援事業 用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払う一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を補助します。 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1の額が補助額となります。</p>	<p>(19 ページ)</p> <p>④ 定期借地権設定のための一時金の支援事業 用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払う一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を補助します。 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1（路線価の設定のない土地については、国税庁の定める倍率方式により算定した価格の2分の1）の額と、補助対象経費の実支出額を比較し、少ない方の額に交付率2分の1を乗じて得た額を補助金の交付額とします。</p>	<p>修正</p>